

【事案の概要】

本件は、平成21年8月30日に施行された衆議院議員総選挙について、福岡県第2区の選挙人である原告が被告に対し、同選挙における選挙区割り規定が違憲無効であるとして、当該選挙区の選挙無効を求める事案である。

本件選挙における選挙区間の人口較差は、本件選挙当日時点での選挙人数を基準とすると、福岡県第2区は、最少の高知県第3区の2.048倍であり、最大較差（千葉県第4区が最多）は2.304倍であった。

【主文】

原告の請求を棄却する。ただし、平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙の小選挙区福岡県第2区における選挙は違法である。

【当裁判所の判断の要旨】

- 1 憲法は、投票価値について「誰もが過不足なく一票を有する」を理念としており、同価値の不平等を基本的に容認していないとみるのが相当であるが、一方で、選挙区画の画定にあたっては、都道府県という行政区画を考慮要素とすることを、その旨の明文がないけれども、許容しているものと認めるのが相当である。
- 2 試みに、人口比例原則を採用し、議員の総定数300を各都道府県別の選挙人数に応じて割り当ててみると、都道府県別の最大較差は、1.636となる。
- 3 投票価値の平等は憲法が要求する最も重要な理念であり、かつ、これが民主主義の要諦であることからすれば、本来の人口比例原則から逸脱させる方式を採用することは、その導入の必要性も合理性もないのであって、一人別枠方式は、その制定当時において、既に、違憲、違法だったと断ずるほかない。
- 4 本件選挙における議員一人当たりの人口較差は、憲法が要求する投票価値の平等理念を大きく逸脱するものであり、都道府県別による人口比例原則による配分結果の最大較差である1.636とも大きな差があるのであって、容認できないことは明らかである。
- 5 よって、原告の請求は、本件選挙における福岡県第2区の選挙の違法をいう点においては理由があるが、これを無効とした場合の公の利益の著しい障害等を考慮すれば、行政事件訴訟法31条1項前段の趣旨に準じて原告の請求を棄却し、選挙の違法を宣言するにとどめるのが相当である。